

大口町公の施設指定管理者評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の公の施設の管理運営について適正な評価を行い、もって本町の指定管理者制度の改善に資するため、大口町公の施設指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 指定管理者の公の施設の管理運営に係る評価に関すること。
- (2) その他指定管理者制度の改善について委員が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会は委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者等のうちから、町長が任命する。
- 3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。なお、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(指定管理者の評価)

第6条 指定管理者の評価は、大口町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年大口町条例第28号)第7条の報告に基づき総合的に評価し、委員長が町長に報告するものとする。

(秘密保持義務)

第7条 委員会の委員長及び委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部行政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (平成22年9月17日 大口町告示第84号)

この要綱は、告示の日から施行する。